

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和6年10月1日 現在

(I) 入院基本料について

2病棟（一般病棟）

2病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
8時30分 から 16時30分 まで	看護職員6人以内
16時30分 から 8時30分 まで	看護職員15人以内

3病棟A（一般病棟）

3A病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
8時30分 から 16時30分 まで	看護職員6人以内
16時30分 から 8時30分 まで	看護職員15人以内

3病棟B（一般病棟）

3B病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
8時30分 から 16時30分 まで	看護職員6人以内
16時30分 から 8時30分 まで	看護職員14人以内

5病棟（結核病棟）

5病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
8時30分 から 16時30分 まで	看護職員5人以内
16時30分 から 8時30分 まで	看護職員10人以内

6病棟（回復期リハビリテーション病棟）

6病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と4人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。（※看護補助者はみなしを含む）

時 間 帯	看護職員・看護補助者それぞれ1人当たりの受け持ち患者数
8時30分 から 16時30分 まで	看護職員6人以内、看護補助者17人以内
16時30分 から 8時30分 まで	看護職員17人以内、看護補助者17人以内

1病棟（療養病棟）

1病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。（※看護補助者はみなしを含む）

時 間 帯	看護職員・看護補助者それぞれ1人当たりの受け持ち患者数
8時30分 から 16時30分 まで	看護職員10人以内、看護補助者10人以内
16時30分 から 8時30分 まで	看護職員15人以内、看護補助者15人以内

(II) 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

(III) 施設基準

当院は次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届出を行っています。

令和6年10月1日 現在

1 基本診療料

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| (1) 一般病棟入院基本料 3 | (10) 感染対策向上加算 1（指導強化加算1） |
| (2) 療養病棟入院基本料 1 | (11) データ提出加算 |
| (3) 結核病棟入院基本料（10対1入院基本料） | (12) 入退院支援加算 2 |
| (4) 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 | (13) 認知症ケア加算 1 |
| (5) 急性期看護補助体制加算 25対1
（看護補助者5割未満） | (14) せん妄ハイリスク患者ケア加算 |
| (6) 救急医療管理加算 | (15) 看護職員処遇改善評価料 |
| (7) 診療録管理体制加算 3 | (16) 医療DX推進体制整備加算 |
| (8) 療養環境加算 | (17) 入院ベースアップ評価料 |
| (9) 医療安全対策加算 1（医療安全対策地域医療連携加算1） | (18) 外来・在宅ベースアップ評価料（I） |

2 特掲診療料

- | | |
|--|---|
| (1) 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
（初期加算）（急性期リハビリテーション加算） | (17) 無菌製剤処理料 |
| (2) 運動器リハビリテーション料（I）
（初期加算）（急性期リハビリテーション加算） | (18) 薬剤管理指導料 |
| (3) 呼吸器リハビリテーション料（I）
（初期加算）（急性期リハビリテーション加算） | (19) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 |
| (4) がん患者リハビリテーション料 | (20) 人工腎臓 |
| (5) 保険医療機関間の連携による病理診断 <small>(送信側)</small> | (21) 導入期加算 1 |
| (6) 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理
画像による術中迅速病理組織標本作製 <small>(送信側)</small> | (22) 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 |
| (7) 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理
画像による迅速細胞診 <small>(送信側)</small> | (23) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| (8) CT撮影及びMRI撮影 | (24) 医療機器安全管理料 1 |
| (9) 遠隔画像診断 <small>(送信側)</small> | (25) 麻酔管理料（I） |
| (10) 検体検査管理加算（II） | (26) 皮膚悪性腫瘍切除術
（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る） |
| (11) 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準 | (27) 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 |
| (12) ヘッドアップティルト試験 | (28) 内視鏡的逆流防止粘膜切除術 |
| (13) 神経学的検査 | (29) 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 |
| (14) がん性疼痛緩和指導管理料 | (30) 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 |
| (15) 外来腫瘍化学療法診療料 1 | (31) 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 |
| (16) 外来化学療法加算 1 | (32) 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 |
| | (33) 輸血管理料 II |
| | (34) 輸血適正使用加算 |
| | (35) ストーマ合併症加算 |

3 入院時食事療養

- (1) 入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）

4 その他

- (1) 酸素の購入価格の届出

(IV) 入院期間が180日を超える入院

患者様の事情により入院期間が180日を超える場合は厚生労働大臣が定める状態を除き、入院料の一部を負担していただくことがあります。（通算対象入院基本料の基本点数の15%相当）

入院料の区分	料金（消費税込）
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）	1日につき 2,728円